【参考資料】

議案第９２号　監査委員選任に関する同意を求めることについて

監査委員事務局

１　氏　名

川﨑　佳奈子（かわさき　かなこ）氏

２　任　期

４年（地方自治法第１９７条）

令和９年１月１７日から令和１３年１月１６日まで

３　定　数

２人（地方自治法第１９５条第２項）

他の監査委員　朝霞市議会議員　利根川　仁志（とねがわ　ひとし）氏

４　監査委員の資格

地方自治法第１９６条（選任及び兼職の禁止）

第１項　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第３項　監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

地方自治法第１９８条の２（親族の就職禁止）

第１項　普通地方公共団体の長又は副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

第２項　監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

担当
監査委員事務局監査係
電話４６３－２４４５